

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
（当該が休日に當たるときは、その翌日）

- |             |           |            |                   |                |                    |                    |                    |                    |
|-------------|-----------|------------|-------------------|----------------|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|
| 9           | 8         | 7          | 6                 | 5              | 4                  | 3                  | 2                  | 1                  |
| 管理薬局外兼務廃止届等 | 麻薬所有高届出書等 | 育成医療給付申請書等 | 母子家庭居宅介護等事業開始届出書等 | 鳥取県立保育専門学院入学願書 | 鳥取県立境港通勤寮徴収額減免申請書等 | 図書類又はがん具刀物類の自動販売機等 | 鳥取県立鳥取空港施設利用許可申請書等 | 鳥取県立鳥取空港施設利用許可申請書等 |

鳥取県立県民文化会館管理規則等の一部を改正する規則  
一 次の申請書、届出書等における押印を見直すこととし

## 公布された規則のあらまし

◇規則  
鳥取県立県民文化会館管理規則等の一部を改正する規則  
(総務課)  
◇告示  
鳥取温泉保護に関する措置基準等の一部改正(ニ)

三

63	62	61	60	59	58	57	56	55	54	53	52	51	50	49	48	47	46	45	44	43	42	41	40	39	38	37
鳥取県立みなとさかい交流館使用料減免申請書	鳥取県立鳥取港海友館使用料減免申請書	臨港地区分区内禁止構築物建設許可申請書等	建設工事に係る現場代理人選任通知書等	漁港施設滅失届等	漁港区域内における行為についての許可申請書等	狩獵免許申請書等	林業種苗生産事業者講習受講申込書等	木材業者登録申請書等	鳥取県林業試験場試験依頼書等	鳥取県立農業大学校使用料減免申請書	鳥取県立農村総合研修所使用料減免申請書	畜産人工授精所開設許可申請書等	養鶏に係るふ化業者登録証書換交付申請書等	子牛特例取引承認申請書	鳥取県営土地改良事業に係る分担金減免申請書等	家畜人工授精所開設許可申請書等	地方卸売市場せり人指定届等	畜産人工授精所開設許可申請書等	鳥取県立農業大学校使用料減免申請書	鳥取県立農業大学校使用料減免申請書	鳥取県立高等技術専門校入校願書	食鳥処理事業許可申請書等	クリーニング所開設届等	浴場業許可申請書等	美容所開設届等	
二級建築士免許申請書等	二級建築士免許申請書等	二級建築士免許申請書等	二級建築士免許申請書等	二級建築士免許申請書等	二級建築士免許申請書等	二級建築士免許申請書等	二級建築士免許申請書等	二級建築士免許申請書等	二級建築士免許申請書等	二級建築士免許申請書等	二級建築士免許申請書等	二級建築士免許申請書等	二級建築士免許申請書等	二級建築士免許申請書等	二級建築士免許申請書等	二級建築士免許申請書等	二級建築士免許申請書等	二級建築士免許申請書等	二級建築士免許申請書等	二級建築士免許申請書等	二級建築士免許申請書等	二級建築士免許申請書等	二級建築士免許申請書等	二級建築士免許申請書等		
二級建築士免許申請書等	二級建築士免許申請書等	二級建築士免許申請書等	二級建築士免許申請書等	二級建築士免許申請書等	二級建築士免許申請書等	二級建築士免許申請書等	二級建築士免許申請書等	二級建築士免許申請書等	二級建築士免許申請書等	二級建築士免許申請書等	二級建築士免許申請書等	二級建築士免許申請書等	二級建築士免許申請書等	二級建築士免許申請書等	二級建築士免許申請書等	二級建築士免許申請書等	二級建築士免許申請書等	二級建築士免許申請書等	二級建築士免許申請書等	二級建築士免許申請書等	二級建築士免許申請書等	二級建築士免許申請書等	二級建築士免許申請書等	二級建築士免許申請書等		

## 規則

鳥取県立県民文化会館管理規則等の一部を改正する規則をこのに公布する。

平成十一年十一月二十六日

鳥取県知事 片 山 善 博

### 鳥取県規則第六十九号

鳥取県立県民文化会館管理規則等の一部を改正する規則

(鳥取県立県民文化会館管理規則の一部改正)

第一条 鳥取県立県民文化会館管理規則(平成五年三月鳥取県規則第二十八号)の一部を次のように改正する。

様式第五号中「綴」を「縫」に改め、「□□□□一□□」を削り、同様式に備考として次のように加える。

備考 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

(鳥取県立鳥取空港管理規則の一部改正)

第二条 鳥取県立鳥取空港管理規則(昭和四十二年七月鳥取県規則第三十七号)の一部を次のように改正する。

様式第一号及び様式第一号の二中「㊣」を削る。

様式第五項を次のとおり記入。

様式第5号 (第8条関係)

その1

土地(建物・ ) 使用許可申請書

年 月 日

職 氏 名 様

申請者  
住所又は  
所 在 地

氏名又は  
名 称  
印

保証人  
住所又は  
所 在 地

氏名又は  
名 称  
印

下記のとおり土地(建物・ )を使用したいので、許可してくださるよう申請します。

記

1 使用しようとする施設名 (該当するものに○印を付けてください。)

特別待合室(全室・1/2室)・センタープラザ・航空機乗降施設(出発時・到着時)

2 使用目的

3 使用面積

4 使用人数

5 使用期間 年 月 日 時 分から  
年 月 日 時 分まで

その2 特別待合室・センタープラザ・航空機乗降施設用

空港内施設使用許可申請書

年 月 日

職 氏 名 様

申請者  
住所又は  
所 在 地

氏名又は  
名 称  
印

下記のとおり空港内の施設を使用したいので、許可してくださるよう申請します。

(鳥取県青少年健全育成条例施行規則の一部改正)

第三条 鳥取県青少年健全育成条例施行規則(昭和五十六年11月鳥取県規則第十一号)の一部を次のよう前に改正する。

様式第一号注を次のよう前に改正する。

注1 該当番号を○で囲み、がん具刃物類については、その種類又は名称を記入すること(枠内に収まらない場合は裏面に記入すること)。

2 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

様式第一号注を次のよう前に改正する。

注1 変更事項が複数あるときは、変更事項ごとに別葉とすること。

2 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

様式第二号注を次のよう前に改正する。

注 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

様式第四号中添付書類の前に注として次のよう記入する。

注 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

様式第五号中注に次のよう記入する。

3 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

様式第六号に注として次のよう記入する。

注 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

様式第七号中添付書類の前に注として次のよう記入する。

注 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

様式第八号注を次のよう記入する。

注1 変更事項が複数あるときは、変更事項ごとに別葉とすること。

2 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

様式第九号に注として次のよう記入する。

注 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

様式第十号注に次のよう記入する。

4 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

(鳥取県立境港通勤寮管理規則の一部改正)

第四条 鳥取県立境港通勤寮管理規則(昭和四十八年11月鳥取県規則第十四号)の一部を次のよう前に改正する。

様式第一号注に次のよう前に加える。

3 氏名を自署する場合には、その押印を省略することができる。

様式第一号注に次のよう前に加える。

(鳥取県立保育専門学院学則の一部改正)

第五条 鳥取県立保育専門学院学則(昭和五十一年11月鳥取県規則第十六号)の一部を次のよう前に改正する。

様式第四号中「殿」を「様」と改め、「□□□一□□」を削り、同様式に注として

次のよう記入する。

注 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

(鳥取県母子及び寡婦福祉法施行細則の一部改正)

第六条 鳥取県母子及び寡婦福祉法施行細則(平成二年11月鳥取県規則第十一号)の一部を次のよう前に改正する。

様式第一号中「殿」を「様」と改め、「□□□一□□」を削り、同様式添付書類の

前に注として次のよう記入する。

注 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

様式第一号中「殿」を「様」と改め、「□□□一□□」を削り、同様式に注として

次のよう記入する。

注 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

様式第二号中「殿」を「様」と改め、「□□□一□□」を削り、同様式添付書類の

前に注として次のよう記入する。

注 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

(鳥取県児童福祉法施行細則の一部改正)

第七条 鳥取県児童福祉法施行細則(平成二年11月鳥取県規則第十一号)の一部を次の

ように改正する。

様式第一号から様式第三号までの規定中「□□□-□□」及び「(印)」を削り、「殿」を「様」に改める。

様式第七号中「□□□-□□」を削り、「殿」を「様」に改め、同様式添付書類の前に注として次のよう間に加える。

注 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

様式第八号添付書類の前に注として次のよう間に加える。

注 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

様式第十四号中「殿」や「様」に改め、「□□□-□□」を削り、同様式に注として次のよう間に加える。

注 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

様式第十九号中「殿」や「様」に改め、「□□□-□□」及び「(印)」を削る。

様式第二十一号中「殿」や「様」に改め、「(印)」を削る。

様式第二十二号から様式第三十五号までの規定中「殿」や「様」に改め、「□□□-□□」及び「(印)」を削る。

注 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

様式第一十六号中「□□□-□□」を削り、同様式添付書類の前に注として次のよう間に加える。

注 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

様式第一十七号中「□□□-□□」を削り、同様式添付書類の前に注として次のよう間に加える。

注 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

様式第二十八号中「殿」や「様」に改め、「□□□-□□」を削り、同様式に注として次のよう間に加える。

注 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

様式第二十八号中「(印)」を削る。

(麻薬及び向精神薬取締法施行細則の一部改正)

第八条 麻薬及び向精神薬取締法施行細則第六十五号

の一部を次のよう間に改正する。

別記様式第二号中「殿」や「様」に改め、同様式に注として次のよう間に加える。

注 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

別記様式第四号中「殿」や「様」に改め、同様式に注として次のよう間に加える。

注 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

別記様式第六号中「殿」や「様」に改め、同様式に注として次のよう間に加える。

注 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

別記様式第七号中「殿」や「様」に改め、同様式に注として次のよう間に加える。

注 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

別記様式第八号中「殿」や「様」に改め、同様式に注として次のよう間に加える。

注 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

#### 第九条 薬事法施行細則（昭和二十七年四月鳥取県規則第十八号）の一部を次のよう間に改正する。

別記様式第二号中「殿」や「様」に改め、同様式に注として次のよう間に加える。

注 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

別記様式第五号中「殿」や「様」に改め、同様式に注として次のよう間に加える。

注 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

別記様式第六号中「殿」や「様」に改め、同様式に注として次のよう間に加える。

注 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

#### 第十条 薬剤師法施行細則（昭和二十七年五月鳥取県規則第三十号）の一部を次のよう間に改正する。

第四条を削り、第五条中「第四号様式」を「第一号様式」に改め、同条を第四条とする。

第八条 麻薬及び向精神薬取締法施行細則の一部改正

す。

第一号様式中「第一号様式」や「第1号様式（第3条関係）」に改める。

第一号様式及び第二号様式を削り、第四号様式」や「第2号様式

（第4条関係）」に改め、「**(イ)**」を削り、「殿」や「様」に改め、同様式を第一号様式

へいわす。

（看護職員修学資金貸付規則の一部改正）

第十一條 看護職員修学資金貸付規則（昭和三十七年十一月鳥取県規則第六十九号）の

一部を次のよハシに改正する。

様式第九号中「**(イ)**」を削る。

様式第十号中「**(イ)**」を削る。

注 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

様式第十四号から様式第十九号までの規定中「氏名

注 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。  
注 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。  
注 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

様式第十号中「**(イ)**」を削る。

様式第十三号に注として次のよハシに加へる。

注 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

様式第十四号から様式第十九号までの規定中「氏名

注 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。  
注 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

様式第十号中「**(イ)**」を削る。

様式第十三号に注として次のよハシに加へる。

注 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

（理学療法士及び作業療法士修学資金貸付規則の一部改正）

第十二條 理学療法士及び作業療法士修学資金貸付規則（昭和四十九年十一月鳥取県規則

第一号）の一部を次のよハシに改正する。

様式第七号中「殿」を「様」に改め、「**(イ)**」を削る。

様式第九号及び様式第十号中「殿」を「様」に、「氏名

へいわす。

様式第十号中「殿」や「様」に改め、「**(イ)**」を削る。

注 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

注 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

様式第十号から様式第十六号までの規定中「殿」や「様」に、「氏名

へいわす。

様式第十七号中「**(イ)**」を削る。

様式第十八号に注として次のよハシに加へる。

注 修学生の氏名を自署する場合には、その押印を省略することができる。

（鳥取県立鳥取看護専門学校学則の一部改正）

第十三條 鳥取県立鳥取看護専門学校学則（昭和五十一年十一月鳥取県規則第十一号）の

一部を次のよハシに改正する。

様式第一号に注として次のよハシに加へる。

注 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

（鳥取県立倉吉総合看護専門学校学則の一部改正）

第十四条 鳥取県立倉吉総合看護専門学校学則（昭和五十一年十一月鳥取県規則第十四号）の

一部を次のよハシに改正する。

様式第一号注を次のよハシに改める。

注 1 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

2 その他の2及び3の欄は、看護婦若しくは看護士又は准看護婦若しくは准看護士の免許を受けている者だけが記入すること。

（毒物及び劇物取締法施行細則の一部改正）

第十五条 毒物及び劇物取締法施行細則（昭和五十五年十一月鳥取県規則第五号）の一部

を次のよハシに改める。

様式第四号中「殿」を「様」に改め、「□□□一□□」を削り、同様式に注として

次のよハシに加へる。

注 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

様式第五号中「殿」や「様」に改め、「□□□一□□」を削り、同様式に注として

次のよハシに加へる。

注 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

様式第六号中「殿」や「様」に改め、「□□□一□□」を削り、同様式備考を削り、

同様式に注として次のよハシに加へる。

注 1 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。



平成11年11月26日 金曜日

## 鳥取県公報

注 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

別記様式第5号「別記様式第5号」や「別記様式第5号（第4条関係）」に沿ふ、  
〔印〕や題ふ、「殿」や「様」に沿ふ。

別記様式第六号「別記様式第6号」や「別記様式第6号（第5条関係）」に沿ふ、「殿」  
や「様」に沿ふ、回様式標考に次のみへし居べ。

注 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

別記様式第七号「別記様式第7号」や「別記様式第7号（第5条関係）」に沿ふ、「殿」  
や「様」に沿ふ、「殿」や「様」に沿ふ。

別記様式第八号「別記様式第8号」や「別記様式第8号（第6条関係）」に沿ふ、「殿」  
や「様」に沿ふ、回様式標考に次のみへし居べ。

別記様式第九号「別記様式第9号」や「別記様式第9号（第7条関係）」に沿ふ、「殿」  
や「様」に沿ふ。

別記様式第十号「別記様式第10号」や「別記様式第10号（第8条関係）」に沿ふ、「殿」  
や「様」に沿ふ、「殿」や「様」に沿ふ。

別記様式第十一号「別記様式第12号」や「別記様式第12号（第10条関係）」に沿ふ、「殿」  
や「様」に沿ふ、「殿」や「様」に沿ふ。

別記様式第十二号「別記様式第13号」や「別記様式第13号（第11条関係）」に沿ふ、「殿」  
や「様」に沿ふ。

別記様式第十三号「別記様式第14号」や「別記様式第14号（第12条関係）」に沿ふ、「殿」  
や「様」に沿ふ。

別記様式第十四号「別記様式第15号」や「別記様式第15号（第13条関係）」に沿ふ、「殿」  
や「様」に沿ふ。

別記様式第十五号「別記様式第16号」や「別記様式第16号（第14条関係）」に沿ふ、「殿」  
や「様」に沿ふ。

別記様式第十六号「別記様式第17号」や「別記様式第17号（第15条関係）」に沿ふ、「殿」  
や「様」に沿ふ。

別記様式第十七号「別記様式第18号」や「別記様式第18号（第16条関係）」に沿ふ、「殿」  
や「様」に沿ふ。

別記様式第十八号「別記様式第19号」や「別記様式第19号（第17条関係）」に沿ふ、「殿」  
や「様」に沿ふ。

別記様式第十九号「別記様式第20号」や「別記様式第20号（第18条関係）」に沿ふ、「殿」  
や「様」に沿ふ。

別記様式第二十号「別記様式第21号」や「別記様式第21号（第19条関係）」に沿ふ、「殿」  
や「様」に沿ふ。

別記様式第二十一号「別記様式第22号」や「別記様式第22号（第20条関係）」に沿ふ、「殿」  
や「様」に沿ふ。

別記様式第二十二号「別記様式第23号」や「別記様式第23号（第21条関係）」に沿ふ、「殿」  
や「様」に沿ふ。

別記様式第二十三号「別記様式第24号」や「別記様式第24号（第22条関係）」に沿ふ、「殿」  
や「様」に沿ふ。

別記様式第二十四号「別記様式第25号」や「別記様式第25号（第23条関係）」に沿ふ、「殿」  
や「様」に沿ふ。

に沿ふ、回様式標考に次のみへし居べ。

4 届出者の氏名を自署する場合には、その押印を省略することができる。

様式第四号「様式第4号」や「様式第4号（第10条関係）」に沿ふ。

様式第五号「様式第5号」や「様式第5号（第13条関係）」に沿ふ、「殿」や「様」に  
沿ふ、回様式標考に次のみへし居べ。

4 届出者の氏名を自署する場合には、その押印を省略することができる。

様式第六号「(用紙 日本工業規格B5)」や「(第14条関係)」に沿ふ、「殿」や「様」に  
沿ふ、回様式標考に次のみへし居べ。

3 届出者の氏名を自署する場合には、その押印を省略することができる。

様式第七号「(用紙 日本工業規格B5)」や「(第16条関係)」に沿ふ、「殿」や「様」に  
沿ふ、回様式標考に次のみへし居べ。

3 届出者の氏名を自署する場合には、その押印を省略することができる。

様式第八号「(用紙 日本工業規格B5)」や「(第17条関係)」に沿ふ、「殿」や「様」に  
沿ふ、回様式標考に次のみへし居べ。

3 届出者の氏名を自署する場合には、その押印を省略することができる。

様式第九号「(用紙 日本工業規格B5)」や「(第18条関係)」に沿ふ、「殿」や「様」に  
沿ふ、回様式標考に次のみへし居べ。

3 届出者の氏名を自署する場合には、その押印を省略することができる。

様式第十号「(用紙 日本工業規格B5)」や「(第19条関係)」に沿ふ、「殿」や「様」に  
沿ふ、回様式標考に次のみへし居べ。

3 届出者の氏名を自署する場合には、その押印を省略することができる。

様式第十一号「(用紙 日本工業規格B5)」や「(第20条関係)」に沿ふ、「殿」や「様」に  
沿ふ、回様式標考に次のみへし居べ。

3 届出者の氏名を自署する場合には、その押印を省略することができる。

様式第十二号「(用紙 日本工業規格B5)」や「(第21条関係)」に沿ふ、「殿」や「様」に  
沿ふ、回様式標考に次のみへし居べ。

3 届出者の氏名を自署する場合には、その押印を省略することができる。

様式第十三号「(用紙 日本工業規格B5)」や「(第22条関係)」に沿ふ、「殿」や「様」に  
沿ふ、回様式標考に次のみへし居べ。

3 届出者の氏名を自署する場合には、その押印を省略することができる。

様式第十四号「(用紙 日本工業規格B5)」や「(第23条関係)」に沿ふ、「殿」や「様」に  
沿ふ、回様式標考に次のみへし居べ。

3 届出者の氏名を自署する場合には、その押印を省略することができる。

に注記のとおり次のとおりとし。

注 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

様式第11号「**殿**」や「**様**」に沿る、「郵便番号 □□□-□□□」を記り、回様式に注記のとおり次のとおりとし。

注 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

様式第10号「**殿**」や「**様**」に沿る、「郵便番号 □□□-□□□」を記り、回様式に注記のとおり次のとおりとし。

注 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

様式第5号「**殿**」や「**様**」に沿る、「郵便番号 □□□-□□□」を記り、回様式に注記のとおり次のとおりとし。

注 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

様式第9号「**殿**」や「**様**」に沿る、「郵便番号 □□□-□□□」を記り、回様式に注記のとおり次のとおりとし。

注 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

様式第10号「**殿**」や「**様**」に沿る、「郵便番号 □□□-□□□」を記り、回様式に注記のとおり次のとおりとし。

注 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

(鳥取県温泉法施行細則の一部改訂)

第111条 鳥取県温泉法施行細則（昭和61年1月1日鳥取県規則第114号）の1船を次のとおり改正する。

様式第1号「**殿**」や「**様**」に沿る、「郵便番号 □□□-□□□」を記り、回様式に注記のとおり次のとおりとし。

注 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

様式第1号「**殿**」や「**様**」に沿る、「郵便番号 □□□-□□□」を記り、回様式に注記のとおり次のとおりとし。

注 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

様式第1号「**殿**」や「**様**」に沿る、「郵便番号 □□□-□□□」を記り、回様式に注記のとおり次のとおりとし。

注 1 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

2 「**許可又は改修届出の年月日及び許可番号**」欄は、掘削、増掘又は動力装置

の工事以外の工事については、温泉ゆう出路のしゆんせつ等の届出の年月日だけを記載すること。

様式第七号「**殿**」や「**様**」に沿る、「郵便番号 □□□-□□□」を記り、回様式に注記のとおりとし。

注 1 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

2 「**温泉のゆう出路及び利用の現況**」の「工事に係る設備の現況」欄には、ゆう出路のしゆんせつ又はゆう出路の入替えを行う場合にあつては工事施行前における当該ゆう出路に係る温泉のゆう出量（ℓ／分）及び温度（℃）、ゆう出槽を改修する場合にあつては工事施行前における当該ゆう出槽の形状及び容積、

運動装置を更新する場合にあつては工事施行前における当該運動装置の運動源及びポンプの種類、名称及び出力（kw）を記載すること。

様式第八号「**殿**」や「**様**」に沿る、「郵便番号 □□□-□□□」を記り、回様式に注記のとおり次のとおりとし。

注 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

様式第九号「**殿**」や「**様**」に沿る、「郵便番号 □□□-□□□」を記り、「住 所」に

「**開**」等と、ポンプについては「**渦巻ポンプ**」、「**往復ポンプ**」等と記載すること。

様式第11号「**殿**」や「**様**」に沿る、「郵便番号 □□□-□□□」を記り、回様式に注記のとおりとし。

注 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

様式第10号「**殿**」や「**様**」に沿る、「郵便番号 □□□-□□□」を記り、回様式に注記のとおりとし。

注 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

様式第5号「**殿**」や「**様**」に沿る、「郵便番号 □□□-□□□」を記り、回様式に注記のとおりとし。

注 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

様式第9号「**殿**」や「**様**」に沿る、「郵便番号 □□□-□□□」を記り、「住 所」に

「**開**」等と、ポンプについては「**渦巻ポンプ**」、「**往復ポンプ**」等と記載すること。

」に改め、回様式添付書類の前に注記して次のものへ記入する。

注 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

様式第十一中「殿」や「様」に改め、「郵便番号 □□□-□□」を記り、回様式

注を次のものへ記入する。

注1 氏名を自署する場合には、押印を省略することができます。

2 「採取量及び温度」欄は、2以上の温泉源から採取している場合にあっては、温泉源ごとに記載すること。

様式第十一中「殿」や「発第号」や「第号」に改め、「郵便番号 □□□-□□」を記り、回様式に注記して次のものへ記入する。

注 氏名を自署する場合には、押印を省略することができます。

様式第十一中「殿」や「様」に改め、「郵便番号 □□□-□□」を記り、回様式に注記して次のものへ記入する。

注1 氏名を自署する場合には、押印を省略することができます。

2 「温泉採取権者」欄及び「供用量及び温度」欄は、2以上のゆう出地からの温泉を供用する場合にあっては、ゆう出地ごとに記載すること。  
様式第十一中「殿」や「様」に改め、「郵便番号 □□□-□□」を記り、回様式添付書類の前に注記して次のものへ記入する。

注 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

様式第十一中「殿」や「発第号」や「第号」に改め、「郵便番号 □□□-□□」を記り、回様式添付書類の前に注記して次のものへ記入する。

注 氏名を自署する場合には、押印を省略することができます。

様式第十一中「殿」や「様」に改め、「郵便番号 □□□-□□」を記り、回様式に注記して次のものへ記入する。

注 氏名を自署する場合には、押印を省略することができます。

様式第十一中「殿」や「様」に改め、「郵便番号 □□□-□□」を記り、回様式に注記して次のものへ記入する。

(鳥取県景観形成条例施行規則の一一部改正)  
第一十一条 鳥取県景観形成条例施行規則(平成五年七月鳥取県規則第五十(中))の一部を次のように改正する。

様式第一中「殿」を「様」に改め、同様式備考中15を16とし、1から14までを1ずつ繰り下げる前の前に次のものへ記入する。

1 氏名を自署する場合には、押印を省略することができます。

様式第一中「殿」や「様」に改め、「□□□-□□」を記り、回様式に備考とし、次のものへ記入する。

備考 氏名を自署する場合には、押印を省略することができます。

(鳥取県立自然公園条例施行規則の一一部改正)

第一十三条 鳥取県立自然公園条例施行規則(平成六年十一月鳥取県規則第六十九号)

の一部を次のものへ改正する。

様式第一中「殿」や「様」に改め、回様式選中「ややのむ」、1から3までを「や」へ繰り下ぎ、2の前に次のものへ記入する。

1 氏名を自署する場合には、押印を省略することができます。

様式第一中「ややのむ」の前に次のものへ記入する。

(注) 氏名を自署する場合には、押印を省略することができます。

様式第一中「殿」や「様」に改め、回様式選中「ややのむ」、「ややのむ」、2の前に次のものへ記入する。

1 氏名を自署する場合には、押印を省略することができます。

様式第一中「殿」や「様」に改め、回様式添付書類の前に注記して次のものへ記入する。

(注) 氏名を自署する場合には、押印を省略することができます。

様式第一中「殿」や「様」に改め、回様式選を次のものへ記入する。

(注) 1 氏名を自署する場合には、押印を省略することができます。

2 「休止(廃止)の範囲」の欄には、全部、一部の別及び一部の場合は、

その範囲を明示すること。

様式第六中「殿」や「様」に改め、回様式添付書類の前に注記して次のものへ記入する。

(注) 氏名を自署する場合には、その押印を省略することができます。

様式第七中「殿」や「様」に沿ふ、回様式選を次のものへと改め。

(注) 1 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

2 当該届出人が、公園事業の施行の承認を2つ以上受けている場合は、

「承認を受けた年月日及び番号」「公園事業の種類」欄の記載に当たってはそのすべてを記載すること。

様式第八中「殿」や「様」に沿ふ、回様式選を次のものへと改め。

(注) 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

様式第九中「殿」や「様」に沿ふ、回様式選を次のものへと改め。

(注) 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

様式第十中「殿」や「様」に沿ふ、回様式選を次のものへと改め。

(注) 1 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

2 「法令又は他の条例の根拠」欄には、休止又は廃止につき行政庁の認可

その他の処分を受ける法令の名称及び当該条文を記載すること。

様式第十一中「殿」や「様」に沿ふ、回様式選を次のものへと改め。

(注) 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

様式第十二中「殿」や「様」に沿ふ、回様式選を次のものへと改め。

(注) 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

様式第十三中「殿」や「様」に沿ふ、回様式選を次のものへと改め。

(注) 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

様式第十四中「殿」や「様」に沿ふ、回様式選を次のものへと改め。

前に次のものへと改め。

1 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

様式第十五中「殿」や「様」に沿ふ、回様式選を次のものへと改め。

前に次のものへと改め。

1 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

様式第十七中「殿」や「様」に沿ふ。

(狂犬病予防法施行規則の「船改正」)

第一「十四条 狂犬病予防法施行規則(昭和11十五年十一月鳥取県規則第八十中)の1

船を次のものへと改正する。

様式第一中「④」を置く。

(ふ畜場法施行規則の「船改正」)

第一「十五条 ふ畜場法施行規則(昭和11九年四月鳥取県規則第十五中)の1部を次のものへと改正する。

様式第一中「④」を置く。

第一「十六条 ふ畜場法施行規則(昭和11九年四月鳥取県規則第十五中)の1部を次のものへと改正する。

様式第一中「④」を置く。

第一「十七条 ふ畜場法施行規則(昭和11九年四月鳥取県規則第十五中)の1部を次のものへと改正する。

様式第一中「④」を置く。

第一「十八条 ふ畜場法施行規則(昭和11九年四月鳥取県規則第十五中)の1部を次のものへと改正する。

様式第一中「④」を置く。

第一「十九条 ふ畜場法施行規則(昭和11九年四月鳥取県規則第十五中)の1部を次のものへと改正する。

様式第一中「④」を置く。

第一「二十条 ふ畜場法施行規則(昭和11九年四月鳥取県規則第十五中)の1部を次のものへと改正する。

様式第一中「④」を置く。

第一「二十三条 ふ畜場法施行規則(昭和11九年四月鳥取県規則第十五中)の1部を次のものへと改正する。

様式第一中「④」を置く。

第一「二十四条 ふ畜場法施行規則(昭和11九年四月鳥取県規則第十五中)の1部を次のものへと改正する。

様式第一中「④」を置く。

第一「二十五条 ふ畜場法施行規則(昭和11九年四月鳥取県規則第十五中)の1部を次のものへと改正する。

様式第一中「④」を置く。

第一「二十六条 ふ畜場法施行規則(昭和11九年四月鳥取県規則第十五中)の1部を次のものへと改正する。

様式第一中「④」を置く。

別記様式第一号中「別記様式第一号」を「別記様式第一号（第七条関係）」に改め、

「印」を削り、「殿」を「様」に改める。

を次のように改正する。

様式第一号及び様式第一号中「印」を削る。

様式第六号中「殿」を「様」に改め、「印」を削る。

別記様式第二号中「別記様式第二号」を「別記様式第二号（第八条関係）」に改め、

「関係」に改め、「印」を削り、「殿」を「様」に改める。

（鳥取県飼い犬管理条例施行規則の一部改正）

別記様式第三号中「別記様式第三号」を「別記様式第三号（第九条関係）」に改め、

「印」を削る。

別記様式第四号中「別記様式第四号」を「別記様式第四号（第十一条関係）」に改め、

「印」を削り、「殿」を「様」に改める。

（食品衛生法施行細則の一部改正）

別記様式第五号中「別記様式第五号」を「別記様式第五号（第十一条関係）」に改め、「印」を削る。

（第三十一条 食品衛生法施行細則（昭和四十九年七月鳥取県規則第五十二号）の一部を次のように改正する。）

様式第一号中「殿」を「様」に改め、「印」を削る。

様式第三号中「□□□—□□」及び「印」を削る。

（第三十二条 消費生活の安定及び向上に関する条例施行規則（昭和五十五年五月鳥取県規則第二十七号）の一部を次のように改正する。）

様式第一号中「殿」を「様」に改め、「印」を削り、同様式に備考として次のように加える。

備考1 氏名を白署する場合には、押印を省略することができる。  
2 住民票の抄本その他知事が必要と認める書類を添付すること。

（鳥取県魚介類行商条例施行規則の一部改正）

第二十八条 鳥取県魚介類行商条例施行規則（昭和四十年六月鳥取県規則第二十九号）の一部を次のように改正する。

様式第一号及び様式第四号から様式第六号までの規定中「殿」を「様」に改め、「印」を削る。

（製菓衛生師法施行細則の一部改正）

第二十九条 製菓衛生師法施行細則（昭和四十二年十月鳥取県規則第五十一号）の一部

（製菓衛生師法施行細則の一部改正）

様式第三号中「要」を「禁」に改め、「□□□—□□」及び「(11)」を削る。

(鳥取県化製場等に関する法律施行細則の一部改正)

第三十四条 鳥取県化製場等に関する法律施行細則（昭和五十九年九月鳥取県規則第六十一号）の一部を次のように改正する。

様式第一号中「要」を「禁」に改め、「□□□—□□」及び「(11)」を削る。

様式第二号中「□□□—□□」及び「(11)」を削る。

様式第三号中「要」を「禁」に改め、「□□□—□□」及び「(11)」を削る。

様式第四号中「□□□—□□」及び「(11)」を削る。

様式第五号から様式第九号までの規定中「要」を「禁」に改め、「□□□—□□」及び「(11)」を削る。

様式第六号中「要」を「禁」に改め、「□□□—□□」及び「(11)」を削る。

様式第七号及び様式第八号中「□□□—□□」及び「(11)」を削る。

様式第九号中「要」を「禁」に改め、「□□□—□□」及び「(11)」を削る。

様式第六号中「要」を「禁」に改め、「□□□—□□」及び「(11)」を削る。

様式第一号から様式第四号までの規定中「要」を「禁」に改め、「□□□—□□」及び「(11)」を削る。

様式第一号から様式第四号までの規定中「要」を「禁」に改め、「□□□—□□」及び「(11)」を削る。

(鳥取県墓地、埋葬等に関する法律施行細則の一部改正)

第三十五条 鳥取県墓地、埋葬等に関する法律施行細則（昭和六十年三月鳥取県規則第十七号）の一部を次のように改正する。

様式第一号から様式第四号までの規定中「要」を「禁」に改め、「□□□—□□」及び「(11)」を削る。

(鳥取県理容師法施行細則の一部改正)

第三十六条 鳥取県理容師法施行細則（昭和六十一年三月鳥取県規則第二十三号）の一  
部を次のように改正する。

様式第一号から様式第五号までの規定中「(11)」を削る。

(鳥取県美容師法施行細則の一部改正)

第三十七条 鳥取県美容師法施行細則（昭和六十一年三月鳥取県規則第二十四号）の一  
部を次のように改正する。

様式第一号から様式第五号までの規定中「(11)」を削る。

(鳥取県公衆浴場法施行細則の一部改正)

第三十八条 鳥取県公衆浴場法施行細則（昭和六十一年六月鳥取県規則第四十二号）の一  
部を次のように改正する。

様式第一号から様式第三号までの規定中「□□□—□□」及び「(11)」を削る。

様式第四号中「要」を「禁」に改め、「□□□—□□」及び「(11)」を削る。

(鳥取県クリーニング業法施行細則の一部改正)

第三十九条 鳥取県クリーニング業法施行細則（昭和六十二年三月鳥取県規則第二十三号）の一部を次のように改正する。

様式第一号から様式第三号までの規定中「要」を「禁」に改め、「□□□—□□」及び「(11)」を削る。

様式第三号の二中「(11)」を削る。

様式第四号中「□□□—□□」及び「(11)」を削る。

様式第五号中「要」を「禁」に改め、「(11)」及び「□□□—□□」を削る。

様式第六号中「要」を「禁」に改め、「□□□—□□」及び「(11)」を削る。

様式第七号及び様式第八号中「□□□—□□」及び「(11)」を削る。

様式第九号中「要」を「禁」に改め、「□□□—□□」及び「(11)」を削る。

様式第六号中「要」を「禁」に改め、「□□□—□□」及び「(11)」を削る。

様式第七号及び様式第八号中「□□□—□□」及び「(11)」を削る。

(鳥取県食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行細則の一部改正)

第四十条 鳥取県食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行細則（平成三年五月鳥取県規則第二十八号）の一部を次のように改正する。

様式第一号から様式第十号までの規定中「要」を「禁」に改め、「□□□—□□」及び「(11)」を削る。

様式第一号から様式第十号までの規定中「要」を「禁」に改め、「□□□—□□」及び「(11)」を削る。

(鳥取県立産業体育館管理規則の一部改正)

第四十一条 鳥取県立産業体育館管理規則（平成九年三月鳥取県規則第二十二号）の一  
部を次のように改正する。

様式第六号に注として次のように加える。

注 氏名を印譲する場合には、押印を捺ることができる。

(鳥取県産業技術センター手数料徴収条例施行規則の一部改正)

第四十二条 鳥取県産業技術センター手数料徴収条例施行規則（昭和三十一年八月鳥取

県規則第五十八号）の一部を次のように改正する。

様式第一号、様式第二号及び様式第四号中「(11)」を削る。

(鳥取県立高等技術専門校規則の一部改正)

第四十三条 鳥取県立高等技術専門校規則(昭和四十五年1月鳥取県規則第14号)の一部を次のようにより改正する。

様式第一号注を次のようにより改める。

(注) 1 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

2 ※印の箇所は、本人が未成年者である場合に限り記入すること。

(鳥取県立農業大학교管理規則の一部改正)

第四十四条 鳥取県立農業大학교管理規則(昭和五十九年1月鳥取県規則第11号)の一部を次のようにより改める。

様式第十二号注を次のようにより改める。

注 1 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

2 「利用予定人員」欄のかつこの中は、宿泊を伴う利用の場合に記載すること。

(鳥取県立農村総合研修所管理規則の一部改正)

第四十五条 鳥取県立農村総合研修所管理規則(昭和五十九年九月鳥取県規則第五十九号)の一部を次のようにより改める。

様式第二号中「殿」や「様」に改め、同様式に注として次のよう記入する。

注 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

(鳥取県地方卸売市場条例施行規則の一部改正)

第四十六条 鳥取県地方卸売市場条例施行規則(昭和四十七年六月鳥取県規則第四十五号)の一部を次のようにより改める。

様式第八号中「殿」や「様」に「行なわせる」や「行わせる」に改め、同様式に注として次のよう記入する。

注 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

様式第十号中「殿」や「様」に改め、同様式に注として次のよう記入する。

注 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

様式第十一号中「殿」や「様」に改め、同様式に注として次のよう記入する。

注 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

注 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

(家畜改良増殖法施行細則の一部改正)

第四十七条 家畜改良増殖法施行細則(昭和二十六年四月鳥取県規則第11号)の一部を次のようにより改める。

第七十条「第17条第1項」を「第17条」に改める。

様式第三号中「殿」や「様」に改め、同様式の備考に次のよう記入する。

注 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

様式第四号中「殿」や「様」に改め、同様式に備考として次のよう記入する。

注 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

(養鷄振興法施行細則の一部改正)

第四十八条 養鷄振興法施行細則(昭和三十六年四月鳥取県規則第11号)の一部を次のようにより改める。

様式第二号中「殿」や「様」に改め、同様式備考を次のよう改める。

備考 1 ふ化業者登録申請事項変更届と同時にすること。

様式第四号中「殿」や「様」に改め、同様式備考を次のよう改める。

備考 1 登録証汚損による場合は、当該登録証をこの申請書に添付すること。

2 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

(鳥取県子牛公正取引条例施行規則の一部改正)

第四十九条 鳥取県子牛公正取引条例施行規則(昭和五十九年十月鳥取県規則第六十九号)の一部を次のようにより改める。

様式第一号中「殿」や「様」に改め、「郵便番号□□□-□□」を削り、同様式に備考として次のよう記入する。

備考 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

(鳥取県県土改良事業分担金徴収条例施行規則の一部改正)

第五十条 鳥取県県土改良事業分担金徴収条例施行規則(昭和四十五年三月鳥取県規則第三十七号)の一部を次のようにより改める。



(鳥取県漁船法施行細則の一部改正)

第五十五条 鳥取県漁船法施行細則(昭和16年六月鳥取県規則第110号)の一部を次のように改める。

様式第一号から様式第八号までを次のように改める。

様式第一号及び様式第二号 削除

様式第三号(第5条関係)

鳥取県指令 第号

住所  
氏名又は名称住所  
氏名又は名称

年月日付けて申請のあつた漁船の建造については、漁船法第3条の2第5項の規定により下記のとおり許可する。

様式第4号(第5条関係)

鳥取県指令 第号

住所  
氏名又は名称

年月日付けて申請のあつた漁船の改造については、漁船法第3条の2第5項の規定により下記のとおり許可する。

年月日

鳥取県知事 氏名  記

建造許可番号	
船名	
漁業種類又は用途	
操業区域	
主たる根拠地	
計画総トン数	

船舶の長さ、幅及び深さ	船質
造船所の名称及び所在地	
推進機関の種類及び馬力数	
シリンドラの数及び直径	
許可の有効期間	
許可の条件	

改造許可番号	改造前	改造後

船名			
漁業種類又は用途			
操業区域			
主たる根拠地			
総トン数(改造後は計画総トン数)			
船舶の長さ、幅及び深さ			
船質			
推進機関の種類及び馬力数			
シリンドラの数及び直径			
造船所の名称及び所在地			
許可の有効期間			
許可の条件			
2第5項の規定により下記のとおり許可する。			
年月日			
鳥取県知事 氏名印			
記			
船名	転用許可番号	転用前	転用後
漁業種類又は用途			
操業区域			
主たる根拠地			
総トン数			
船舶の長さ、幅及び深さ			
船質			
推進機関の種類及び馬力数			
シリンドラの数及び直径			
造船所の名称及び所在地			
許可の有効期間			
許可の条件			
様式第5号(第5条関係)			
鳥取県指令 第号	住所	氏名又は名称	許可の有効期間
年月日付で申請のあつた漁船の転用については、漁船法第3条の			

平成11年11月26日 金曜日

鳥 取 県 公 報

## 許 可 の 条 件

様式第6号(第5条関係)

鳥取県指令 第 号

住所

氏名又は名称

年 月 日 付けで申請のあつた漁船建造(改造)計画の変更については、

漁船法第3条の2第7項の規定により下記のとおり許可する。

年 月 日

鳥取県知事 氏 名 印

記

許 可 番 号		
船 名	変 更 前	変 更 後
漁業種類又は用途		
操業区域		
主たる根拠地		
計画総トン数		
船舶の長さ、幅及び深さ		

様式第7号 削除

様式第8号(第7条関係)

漁船しゅん工(完成)届

年 月 日

職 氏名 様

届出者 住所

氏名又は名称

動力漁船がしゅん工(改造工事が完成)するので、鳥取県漁船法施行細則第7条第2項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

認定を受けようとする期日	年 月 日
認定を受けようとする場所	

建造（改造）許可番号及び 年月日	下記漁船を により取得いたしましたので届け出ます。 記	
船名	漁船登録番号	TT-
漁業種類又は用途	船名	
計画総トン数	旧所有者住所氏名	
推進機関の種類	総トン数	
造船所の名称	推進機関の種類及び馬力数	
しゅん工（改造工事完成） 予定期日	造船所の名称及び所在地	
備考	取得の事由	

〔略〕  
法第七条 や 「上記のとおり漁船法第7条」 や 「島取県漁船法施行細則第七条第四項」 や 「島取県漁船法施行細則第7条第4項」 や 「昭和」 や 「島取県農林水産部水産課長 氏名 印」 や 「職 氏名 ㊞」 や 「職名氏名印」 や 「職 氏名 ㊞」 や 「(用紙の大きさは日本標準規格B5とする。)」 や 「  
」  
〔略〕

様式第10号（第9条関係） 漁船取得届 年月日	職 氏名 様 申請者 住所 氏名又は名称 ㊞	様式第11号 削除 〔略〕
下記により変更の登録を受けたいので、漁船法第14条第1項の規定により申請します。 記	漁船変更登録申請書 年月日	様式第12号（第11条関係） 〔略〕

漁船登録番号	TT —	
変更事項	変更前	変更後
	職 氏名 様	
1 申請者の氏名又は名称	申請者 住所 氏名又は名称	
2 申請者の住所		
3 船名		
4 総トン数		
5 船舶の長さ、幅及び深さ		
6 推進機関の種類及び馬力数		
7 燃料の種類		
8 無線電波の型式及び空中線電力		
9 使用者の氏名又は名称	様式第14号 (第13条関係)	
10 使用者の住所	職 氏名 様	
11 主たる根拠地	申請者 住所 氏名又は名称	
12 漁業種類又は用途	下記のとおり検認を受けたいので、漁船法第11条の2の規定により申請します。	
変更の事由	記	

様式第13号 (第12条関係)

漁船登録票再交付申請書

年月日

職 氏名 様

申請者 住所  
氏名又は名称

下記のとおり漁船の登録票を亡失(き損)しましたので、漁船法施行規則第11条第1項の規定により再交付を申請します。

記

漁船登録番号	TT —	
船名		
再交付を受けようとする事由 (具体的に記載すること。)		

注 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

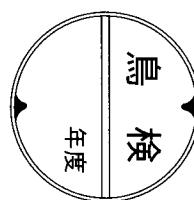
様式第14号 (第13条関係)  
動力(無動力)漁船検認申請書

年月日

下記のとおり検認を受けたいので、漁船法第11条の2の規定により申請します。  
記

漁船登録番号	TT —
船名	
検認を受けようとする場所	
検認を受けようとする期日	

様式第15号（第13条関係）



直径 2.5センチメートル

材質 アルミニウム

様式第16号（第14条関係）

漁船原簿謄本交付申請書

年月日

様式第17号（第15条関係）

漁船登録まつ消届

年月日

職 氏名 様

届出者住所

氏名又は名称 

下記により登録票を返納しますので、漁船法第17条第1項の規定により登録票を添付して届け出ます。

記

漁船登録番号	TT —
申請者住所	
氏名又は名称	
下記のとおり漁船の原簿の謄本の交付を受けたいので、漁船法第18条の規定により申請します。	

記

平成11年11月26日 金曜日

鳥 取 県 取 公 報 報

返 納 す る 事 由  
(具体的に記載すること。)

注 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

様式第18号 (第15条関係)

漁船登録票不返納届

年 月 日

1 位置図及び実測平面図を添付すること。

2 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

交付を受けました漁船登録票が滅失（沈没又は行方不明）のため返納できませんので下記のとおり届け出ます。  
記

職 氏名 様	届出者 住所	氏名又は名称 ㊞
漁 船 登 錄 番 号 T T —	船 名	（鳥取県漁港管理条例施行規則の一部改正）

第五十七条 鳥取県漁港管理条例施行規則(昭和11年4月鳥取県規則第111号)の一部を次のように改正する。

第一項様式から第十項様式までの次のとおり改正する。

漁 業 種 類 又 は 用 途	第1号様式 (第2条関係)
返 納 で き な い 事 由 (具体的に記載すること。)	漁港施設滅失（損傷）届

注 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

(鳥取県漁港法施行規則の一部改正)

第五十六条 鳥取県漁港法施行規則(昭和48年4月鳥取県規則第111号)の一部を次のように改正する。

様式第1項「様式第1号」又「様式第1号（第2条関係）」の「殿」を「様」と読み、同様式標榜を次のとおり読み替える。

備考

年 月 日

様式第五項「様式第5号」又「様式第5号（第6条関係）」の「殿」を「様」と読み、「④」を罫へ。

（鳥取県漁港管理条例施行規則の一部改正）

第五十七条 鳥取県漁港管理条例施行規則(昭和11年4月鳥取県規則第111号)の一部を次のように改正する。

第一項様式から第十項様式までの次のとおり改正する。

漁港施設滅失（損傷）届

注 漁港施設を滅失（損傷）したので、鳥取県漁港管理条例第3条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

届出者 住 所 氏 名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)
漁 港 名
行 为 の 目 的
行 为 の 内 容
行 为 の 期 间 年 月 日から 年 月 日まで 日 間
そ の 他 必 要 事 項
添 付 書 类 別紙のとおり

注 1 行為の内容は、工作物の新築、改築、土砂の採取又は土地の掘さくの別を記載すること。

2 行為の期間は、工作物の新築又は改築にあつては工事の実施期日及び工作物の設置期日を、土砂の採取又は土地の掘さくにあつてはその行為の期間を記載すること。

3 工作物の新築又は改築にあつては、その設計書及び場所を明示した平面図及び実測求積図を添付すること。

4 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

第3号様式 (第5条関係)

指定区域内における制限行為承認申請書

職 氏 名 様  
指定区域内における制限行為の承認を受けたいので、鳥取県漁港管理条例第4条第1項の規定により次のとおり申請します。

年 月 日

申請者 住 所  
氏 名  
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

第3号様式 (第5条関係)

危険物等荷役許可申請書

職 氏 名 様  
危険物等の荷役の許可を受けたいので、鳥取県漁港管理条例第7条第2項の規定により次のとおり申請します。

年 月 日

平成11年11月26日 金曜日

鳥取県公認

申請者 住 所 氏 名	第4号様式(第7条関係)		
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名) 漁港施設利用届			
漁港名	年 月 日	届出者 住 所 氏 名	職 氏 名 様
危険物等の種類及び数量 種 類	数 量 kg	次のことおり漁港施設を利用したいので、鳥取県漁港管理条例第11条第1項の規定により、届け出ます。	
荷役場所	年 月 日から 年 月 日まで	日間	
荷役期間			
荷役理由			
漁港名	利 用 者 住 所	氏 名	
	利 用 す る 施 設 名 称	位 置	
利 用 目 的		面 積	平 方 メ ト ル
利 用 期 間	年 月 日から 年 月 日まで	日間	
第5号様式(第8条関係)			
職 氏 名 様	漁港施設占用許可申請書		
漁港施設の占用の許可を受けたいので、鳥取県漁港管理条例第12条第1項の規定により、ことおり申請します。			

注1 荷役場所の利用の状況、揚荷又は積荷船舟の船名等を明らかにするため、漁港施設利用届(第4号様式)及び入(出)港届(第7号様式)に準じた概要書を添付すること。

2 荷役理由欄には、荷役を必要とする理由を詳細に記載するとともに、当該危険物等を積荷して当該漁港に入港するに至った経過又は出港して当該危険物等の仕向先港に至る予定を記載すること。

3 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

年 月 日

申請者 住 所  
氏 名  
㊞

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

漁 港 名	
占 用 す る 施 設 名	
占 用 場 所	
占 用 面 積	平方メートル
占 用 目 的	
占 用 期 間	年 月 日から 年 月 日まで 日間
占 用 料	円
添 付 書 類	別紙のとおり

注1 占用場所を明示した平面図及び占用しようとする区域の実測求積図を添付すること。

- 2 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

工作物の新築（改築、増築又は除去）の許可を受けたいので、鳥取県漁港管理条例第12条第1項の規定により、次のとおり申請します。

年 月 日

申請者 住 所  
氏 名  
㊞

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

漁 港 名	
新築（改築、増築又は除去） しようとする工作物の名称 及び利用の目的	
申 請 事 由	
占 用 場 所	
占 用 面 積	
占 用 期 間	年 月 日から 年 月 日まで 日間
占 用 許 可 年 月 日	年 月 日
占 用 許 可 番 号	鳥取県指令 第 号
工 事 着 手 予 定	年 月 日
工 事 完 成 予 定	年 月 日

第6号様式（第8条関係）

工作物新築（改築、増築又は除去）許可申請書

職 氏 名 様

添付書類	別紙のとおり
------	--------

注1 設計書及び図面を添付すること。

2 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

第7号様式(第9条関係)

入(出)港届

報告者  
住 所  
氏 名

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

職 氏 名 様  
漁港に入港した(漁港を出港する)ので、鳥取県漁港管理条例第14条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

年 月 日

届出者 船長

漁港名	危険物等の積載の有無	
船名	揚荷又は積荷の種類及び数量	kg
漁船(船舶) 登録番号	kg	トントン 馬力
総トン数	トン	年 月 日 時
馬 力	馬力	年 月 日 時
所有者又は使用者の住所及び氏名		

第8号様式(第9条関係)

入出港状況報告書

職 氏 名 様  
鳥取県漁港管理条例第14条第2項の規定により、月分の入出港状況を次とおり報告します。

年 月 日

報告者  
住 所  
氏 名

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

漁港名	船名	登録番号	漁船(船舶)	総トン数及び馬力数	トントン 馬力
出港日時 入港日時	年 月 日 時	年 月 日 時	揚荷種類 及び数量	kg	摘要

第9号様式(第10条関係)

変更許可(承認)申請書

職 氏 名 様  
変更の許可(承認)を受けたいので、鳥取県漁港管理条例施行規則第10条の規定

により、次のとおり申請します。

年 月 日

申請者 住 所  
氏 名  
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

印

漁 港 名	届出者 住 所 氏 名 <small>(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)</small>
利 用 目 的	
許 可 (承 認 ) 番 号	鳥取県指令 第 号
利 用 漁港施設名及び場所	
利 用 期 間	年 月 日から 年 月 日まで 日間
変 更 内 容	
変 更 理 由	

注 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

第10号様式(第11条関係)

占 用 廃 止 届

職 氏 名 様  
漁港施設の占用を廃止したので、鳥取県漁港管理条例施行規則第11条の規定により、次のとおり届け出ます。

年 月 日

漁 港 名	届出者 住 所 氏 名 <small>(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)</small>
占 用 許 可 番 号	鳥取県指令 第 号
占 用 許 可 年 月 日	年 月 日
占 用 施設名及び場所	
占 用 期 間	年 月 日から 年 月 日まで 日間
占 用 廃 止 日	年 月 日

(鳥取県建設工事執行規則の一部改正)

第五十八条 鳥取県建設工事執行規則(昭和四十八年十一月鳥取県規則第六十六号)の一部を次のように改正する。

様式第四号から様式第八号までの規定中「殿」又「様」と略す、「印」を置く。  
(港湾法施行細則の一部改正)

第五十九条 港湾法施行細則(昭和五十一年八月鳥取県規則第五十一号)の一部を次のとおり改正する。

様式第一号その一中「殿」を「様」に改め、「□□□□-□□」を削り、同様式に次のように加える。

注 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

様式第1印<sup>モハシ</sup>「印」や「殿」や「様」に改め、「□□□—□□」を削り、同様式に注記<sup>モハシ</sup>次のものに記入<sup>モハシ</sup>。

注 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

様式第1印<sup>モハシ</sup>「印」や「殿」や「様」に改め、「□□□—□□」を削り、同様式に注記<sup>モハシ</sup>次のものに記入<sup>モハシ</sup>。

注 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

様式第1印<sup>モハシ</sup>「印」や「殿」や「様」に改め、「□□□—□□」を削り、同様式に注記<sup>モハシ</sup>次のものに記入<sup>モハシ</sup>。

注 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

2 許可指令書の写しを添付すること。

様式第1印<sup>モハシ</sup>「殿」や「様」に改め、「□□□—□□」を削り、同様式備考を削り、同様式に注記<sup>モハシ</sup>次のものに記入<sup>モハシ</sup>。

注1 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

2 許可指令書の写しを添付すること。

様式第1印<sup>モハシ</sup>「殿」や「様」に改め、「□□□—□□」を削り、同様式備考を削り、同様式に注記<sup>モハシ</sup>次のものに記入<sup>モハシ</sup>。

注1 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

2 許可指令書の写しを添付すること。

(鳥取港の臨港地区内の分区における構築物の規制に関する条例施行規則の一部改正)

第六十条 鳥取港の臨港地区内の分区における構築物の規制に関する条例施行規則(昭和六十一年十一月鳥取県規則第六十九号)の一部を次のとおり改正する。

別記様式中「殿」や「様」に改め、「□□□—□□」及び「局番」を削り、同様式に注記<sup>モハシ</sup>次のものに改める。

注1 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

2 「構築物の所在する分区名」欄は、該当するものを○で囲むこと。

3 「構築物」欄の( )内には、改築(用途変更)前を記入すること。

(鳥取県立鳥取港海友館管理規則の一部改正)

第六十一条 鳥取県立鳥取港海友館管理規則(平成七年一月鳥取県規則第十八号)の一部を次のとおり改正する。

注1 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

2 引率責任者氏名欄は、個人で利用する場合は記入しないこと。

(鳥取県立みなみ文化交流館管理規則の一部改正)

第六十二条 鳥取県立みなみ文化交流館管理規則(平成九年四月鳥取県規則第111号)の一部を次のとおり改正する。

様式第1印<sup>モハシ</sup>を次のとおり改める。

注1 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

2 利用責任者氏名欄は、個人で利用する場合は記入しないこと。

(建築士法施行規則の一部改正)

第六十三条 建築士法施行規則(昭和十五年十一月鳥取県規則第八十五号)の一部を次のとおり改正する。

第一印<sup>モハシ</sup>「下さい」や「ください」に改め、「④」を削り、「殿」や「様」に改める。

第二印<sup>モハシ</sup>「下さる」や「ください」に改め、「④」を削り、「殿」や「様」に改める。

第三印<sup>モハシ</sup>「氏名」<sup>モハシ</sup>「氏名」<sup>モハシ</sup>「署名」<sup>モハシ</sup>に「殿」や「様」に改める。

(鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正)

第六十四条 鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則(昭和三十七年十一月鳥取県規則第七十号)の一部を次のとおり改正する。

様式第一号及び様式第一印<sup>モハシ</sup>「④」を削る。

様式第一印<sup>モハシ</sup>に備考<sup>モハシ</sup>を次のとおり加える。

備考 氏名を自署する場合には、押印を省略することができます。

様式第一印<sup>モハシ</sup>「殿」や「様」に改め、「□□□—□□」を削り、同様式に備考<sup>モハシ</sup>を

て次のよへじ加へる。

備考 氏名を自署する場合には、その押印を省略することができます。

様式第九中、様式第十中及び様式第十中の「〔印〕」を省略する場合は、「〔印〕」及び「〔印〕」を用いることとする。

〔印〕 及び「〔印〕」を用いることとする。

様式第十号の五及び様式第十号の六中「〔印〕」を省略する場合は、「〔印〕」を用いることとする。

様式第十号の八備考を次のよへじ省略する。

備考1 氏名を自署する場合には、押印を省略することができます。

備考2 この依頼書は、県営住宅賃料座振替依頼書を提出した金融機関の承諾を受けた後提出してください。

様式第十「印」を用いる場合は、「〔印〕」を用いることとする。

備考1 氏名を自署する場合には、押印を省略することができます。

備考2 「減額の希望額」欄は、第8条第1項第3号に該当する者に限り、記入してください。

様式第十「印」を用いることとする。

様式第十八中「殿」や「様」に沿う、「□□□□-□□」を用いて、同様式に備考を記入してください。

備考 氏名を自署する場合には、押印を省略することができます。

様式第十「印」を用いる場合は、「〔印〕」を用いることとする。

様式第十九中「〔印〕」を用いる場合は、「〔印〕」を用いることとする。

様式第二十中「〔印〕」を用いる場合は、「〔印〕」を用いることとする。

備考 氏名を自署する場合には、押印を省略することができます。

様式第二十一中「〔印〕」を用いる場合は、「〔印〕」を用いることとする。

様式第二十二中「〔印〕」を用いる場合は、「〔印〕」を用いることとする。

備考 氏名を自署する場合には、押印を省略することができます。

様式第二十三中「〔印〕」を用いることとする。

様式第二十四中「〔印〕」を用いる場合は、「〔印〕」を用いることとする。

様式第二十五中「〔印〕」を用いる場合は、「〔印〕」を用いることとする。

備考 氏名を自署する場合には、押印を省略することができます。

(宅地建物取引業法施行細則の一部改正)

第六十五条 宅地建物取引業法施行細則（昭和四十年六月鳥取県規則第二十四中）の1

記入を次のよへじ省略する。

様式第一中や次のよへじ省略する。

様式第1号（第3条関係）

※受験番号	第 号
年度 宅地建物取引主任者資格試験受験申込書	
年 月 日	
申込者 氏名	
生年月日	
性 別	
郵便番号	—
現 住 所	(電話 )
※指定講習修了年 試験合格年次	
※受付年月日	※受付係員の印

(表) 面  
私は、宅地建物取引主任者資格試験を受けたいので、申し込みます。

- 1 ボールペン又は万年筆(黒色又は青色)でていねいに記入してください。
- 2 数字は、算用数字を用いてください。
- 3 ※印の欄には、記入しないでください。
- 4 この申込書を提出した後、記載事項に変更を生じたときは、直ちに文書で鳥取県土木部住宅課に通知してください。

(裏)

鳥取県収入証紙はり付け欄（消印をしないこと。）

## 「講習修了者証」添付欄

(面)

別記様式中「別記様式」や「別記様式（第9条関係）」に沿る、「1 住所」、「1 職業、氏名」及び「1 生年月日」を置く、「第8条」や「第9条」に、「氏 名」  
「 氏 名  
〔④〕 や 法人にあつては、主たる事務所の所  
在地及び名称並びに代表者の氏名  
同様式に注いして次のよへじ用べ。

注 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。  
(皆生温泉保護対策要綱の一部改正)

## 第11条 皆生温泉保護対策要綱（昭和五十七年十一月鳥取県告示第十一百十五号）の一部を次のように改正する。

別表の備考中「鳥取県衛生環境部自然保護課」を「鳥取県生活環境部景観自然課」に改める。

様式第一号中「殿」や「様」に沿る、「□□□-□□」を削り、同様式に注いして改む、「④」を置く。  
附 則  
この規則は、公布の日から施行する。

注 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。  
様式第一号中「殿」や「様」に沿る、「□□□-□□」を削り、同様式に注いして次のように加へる。

注 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。  
(1)朝温泉保護対策要綱の一部改正  
第11条 朝温泉保護対策要綱（平成二年十月鳥取県告示第七百六十号）の一部を次のように改定する。

別表の備考中「鳥取県衛生環境部自然保護課」や「鳥取県生活環境部景観自然課」に改める。  
様式第一号中「殿」や「様」に沿る、「□□□-□□」を削り、同様式に注いして改める。  
平成十一年十一月二十六日

次のように加える。

注 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

様式第一号中「殿」を「様」に改め、「□□□—□□」を削り、同様式に注として次のように加える。

注 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

(鹿野温泉保護対策要綱の一部改正)

第四条 鹿野温泉保護対策要綱(平成八年八月鳥取県告示第五百五十七号)の一部を次のように改正する。

様式第一号に注として次のように加える。

注 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

様式第一号に注として次のように加える。

注 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

(土地改良事業奨励規程の一部改正)

第五条 土地改良事業奨励規程(昭和二十九年一月鳥取県告示第二十一号)の一部を次のように改正する。

第一号様式から第五号様式までの規定中「殿」を「様」に改め、「㊞」を削る。

(基準点測量成果の写の保管等に関する規程の一部改正)

第六条 基準点測量成果の写の保管等に関する規程(昭和三十二年十一月鳥取県告示第五百四十三号)の一部を次のように改正する。

第七条第三項中「たしかめ」を「確かめ」に、「押印する」を「押印し、又は署名しなければならない」に改める。

第一号様式中「第1号様式」を「第1号様式(第5条関係)」に改め、「第 号」を削り、「殿」を「様」に改め、「㊞」及び「職業又は事業所における地位」を削る。

第一号様式中「第2号様式」を「第2号様式(第7条、第9条関係)」に、「閲覧者借用印」を「閲覧者借用印又は署名」に改める。

(鳥取県道路治水施設愛護奨励規程の一部改正)

第七条 鳥取県道路治水施設愛護奨励規程(昭和四十二年七月鳥取県告示第五百十一号)

の一部を次のように改正する。

様式第一号中「様式第1号」や「様式第1号(第3条関係)」、「殿」を「様」に改め、「㊞」を削る。

様式第一号中「様式第2号」や「様式第2号(第6条関係)」、「殿」を「様」に改め、「㊞」を削る。

#### 附 則

この告示は、平成十一年十一月一十六日から施行する。